

## 青少年リーダー支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における青少年活動の推進を図るために、栃木県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）が交付する青少年リーダー支援事業費補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、県内で活動するジュニアリーダースクラブ等の青少年のボランティアグループとする。

(補助対象とする事業)

第3条 補助の対象とする事業は、青少年がリーダーとなって企画・運営する、地域での青少年育成活動、ボランティア活動、研修活動等を県民会議が支援することにより、青少年が自立した人間として成長する意欲を育み、青少年の地域社会への参加気運を一層高めることが期待される活動とする。

(補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に規定する活動に要する経費とする。ただし、食糧費を除く。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、県民会議の定める額を限度として、予算の範囲内で補助する。

(補助金申請・決定・交付等)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を県民会議理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金の交付の申請をした団体に通知するものとする。

3 前項の交付決定通知を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）は、補助金交付請求書（別記様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、前項の請求を適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

5 補助金交付団体は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに理事長に報告し、その指示に従い補助金を返還するものとする。

(実績報告及び精算)

第7条 補助金交付団体は、事業完了後すみやかに事業実績報告書（別記様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の事業実績報告書により補助金の額を確定するものとする。

3 事業完了の結果、経費の額が交付の額を下回った場合は、補助金交付団体は、その差額を財団に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

青少年リーダー支援事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

栃木県青少年育成県民会議理事長 様

申請者 住 所 〒

団 体 名

代表者氏名 印

連絡先（市町担当者）

（Tel ）

平成 年度青少年リーダー支援事業を次のとおり実施したいので、補助金の交付を申請します。

1 事業概要

事 業 名	
事業の目的・日程・ 内容・参加予定者等	

2 執行計画

科 目	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
合 計		※合計金額が限度額を超えるときは、限度額の範囲内で補助します。

別記様式第2号

青少年リーダー支援事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日

栃木県青少年育成県民会議理事長 様

申請者 住 所 〒

団 体 名

代表者氏名 印

連絡先（市町担当者）

（TEL ）

平成 年 月 日付けとちぎ未来第 号で交付決定通知のあった平成 年度青少年リーダー支援事業費補助金 円の交付を請求します。

振込先金融機関名(支店名)：

預金の種類：

(ふりがな)

口座名義人：

口座番号：

※未成年者の口座への振り込みはできませんので、その場合は保護者の口座を記入願います。

青少年リーダー支援事業実績報告書

平成 年 月 日

栃木県青少年育成県民会議理事長 様

申請者 住 所 〒

団 体 名

代表者氏名 印

連絡先（市町担当者）

(TEL )

下記のとおり事業を実施しましたので報告します。

1 事業の概要

事 業 名	
実 施 日	
会 場	
参 加 者 数	
事 業 の 内 容	
事 業 の 成 果	

※事業の資料を添付してください。

2 決算

科 目	支 出 済 額	積 算 内 訳
合 計		※合計金額が、交付決定額未満のときは、差額を返還することとなります。

※領収書等支出を証明する資料の写しを添付してください。